

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年7月1日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第7号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第6条第1項中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第13条第2項第3号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「。附則第9項において同じ」を削る。

第14条第3項中「解除」を「解除し、」に改める。

第20条第2項中「特区法」を「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）」に改める。

第34条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第42条中「第3条第1号」を「第3条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第3条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2項中「（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第3条第1項本文」を「第3条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。